

令和2年度 教育委員会 第13回定例会 議案

1 日 時 令和2年11月18日（水） 午後14時30分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 案

第33号議案 令和3年度静岡県立特別支援学校高等部及び高等部
専攻科生徒募集計画及び静岡県立特別支援学校学則
の一部を改正する規則の制定 … 1

<非>第34号議案 令和2年12月県議会定例会に提出する議案 …非

<非>第35号議案 教職員の懲戒処分 …非

<非>第36号議案 教職員の懲戒処分 …非

(3) 報告事項

(4) 閉 会

(件 名)

令和 3 年度静岡県立特別支援学校高等部及び高等部専攻科生徒募集計画
及び静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則の制定

(特別支援教育課)

1 募集計画策定の流れ

時 期	実 施 内 容	備 考
4 月	『将来を見すえた進路のために』リーフレット配布	・特別支援学校高等部進学用として、特別支援対象中 3 生に配布。
5 月～7 月	入学希望校にて進路相談・体験入学	・受検予定の生徒は各入学希望校で受ける。
6 月～8 月	入学見込者の把握	・各校で入学が見込まれる人数を把握し、入学見込者数とする。
9 月末	各校より入学見込者数を特別支援教育課に報告	・入学見込者数に応じた募集計画を定める。
11 月	募集計画の策定・公表	

2 令和 3 年度募集定員及び募集学級数

(1) 高等部

募集定員 856 人 (R2 年度より 6 人減)

募集学級数 127 学級 (R2 年度より 4 学級増)

<募集定員に変更がある障害種 (訪問教育含む) >

学校の区分	学級増減	学級増の学校	学級減の学校
知的障害	3 学級増	伊豆の国特支 4 (新設) 藤枝特支 2 吉田特支 2 掛川特支 1 御前崎分校 1 浜松みをつくし特支 4 (新設) 計 14 学級	伊豆高原分校 1 沼津特支 3 清水特支 1 静岡北特支 2 袋井特支 1 浜北特支 2 浜松特支 1 計 11 学級
肢体不自由	2 学級増	東部特支 1 西部特支 1 計 2 学級	—
病弱	1 学級減	—	天竜特支 1 計 1 学級

(2) 高等部専攻科

募集定員 16 人 (R2 年度より変更なし)

募集学級数 2 学級 (R2 年度より変更なし)

【参考】 募集計画

区分	H30	H31	H31	R2
募集定員	860 人	857 人	878 人	872 人
学級数	127 学級	126 学級	125 学級	129 学級

(件 名)

令和 3 年度静岡県立特別支援学校高等部及び静岡県立特別支援学校
(視覚障害) 高等部専攻科生徒募集計画
静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則の制定

(特別支援教育課)

1 議案（協議）の要旨

特別支援学校高等部及び専攻科では、入学見込者数に応じ、定員を定めているため、入学見込者数の変動により、本年度は 4 学級増とする。

2 議案（協議）の位置付け

特別支援学校高等部の生徒定員は、県立特別支援学校学則にて定められているため、教育委員会の議決事項としており、次年度の生徒募集計画（定員）と、県立特別支援学校学則の一部改正について、同時に審議をいただく。

3 今回のポイント

<生徒募集計画>

各校で教育相談を行い、入学見込者数を把握し、その報告をもとに定員を定めている。

令和 3 年度の各校の入学見込者数から、学級数は、昨年度と比較し 4 学級増となる。

<県立特別支援学校学則>

募集定員の一部改正を行う。

静岡県立伊豆の国特別支援学校、静岡県立浜松みをつくし特別支援学校の設置に伴い、所要の改正を行う。

静岡県立東部特別支援学校伊豆下田分校及び静岡県立東部特別支援学校伊豆松崎分校（高等部）の本校の変更に伴い、所要の改正を行う。

静岡県立東部特別支援学校川奈分校の廃止に伴い、所要の改正を行う。

4 今後のスケジュール

11 月 18 日 定例会に議案上程
各校に通知

11 月 24 日 県公報にて公表

第 33 号議案

令和 3 年度静岡県立特別支援学校高等部及び高等部専攻科生徒募集計画
及び静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

令和 3 年度静岡県立特別支援学校高等部及び静岡県立特別支援学校（視覚障害）高等部専攻科生徒募集計画について、別紙のとおり決定し、関係する規則を改正する。

規 則 名 静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則
改正規則の施行日 令和 3 年 4 月 1 日

令和 2 年 11 月 18 日提出

静岡県教育委員会教育長

(別 紙)

令和3年度 静岡県立特別支援学校高等部及び静岡県立特別支援学校（視覚障害）高等部
専攻科 生徒募集計画（一覧）

1 静岡県立特別支援学校高等部

学校名	区分	学科名	学級数	定員
浜松視覚特別支援学校		普通	1	8
	沼津分室	保健理療	1	8
	静岡分室	保健理療	1	8
沼津聴覚特別支援学校		生産応用	1	8
		特進技能	1	8
東部特別支援学校		普通	4	18
東部特別支援学校伊豆高原分校		普通	3	15
伊豆の国特別支援学校		普通	4	30
伊豆の国特別支援学校伊豆松崎分校		普通	1	9
御殿場特別支援学校		普通	6	36
沼津特別支援学校		普通	5	39
沼津特別支援学校伊豆田方分校		普通	2	18
沼津特別支援学校愛鷹分校		普通	2	18
富士特別支援学校		普通	8	54
富士特別支援学校富士宮分校		普通	3	27
清水特別支援学校		普通	5	39
静岡北特別支援学校		普通	6	48
静岡北特別支援学校南の丘分校		普通	2	18
中央特別支援学校		普通	8	30
藤枝特別支援学校		普通	9	57
藤枝特別支援学校焼津分校		普通	2	18
吉田特別支援学校		普通	6	36
掛川特別支援学校		普通	5	33
掛川特別支援学校御前崎分校		普通	2	18
袋井特別支援学校		普通	7	45
袋井特別支援学校磐田見付分校		普通	2	18
浜北特別支援学校		普通	6	36
天竜特別支援学校		普通	2	12
浜松特別支援学校		普通	6	48
浜松特別支援学校城北分校		普通	2	18
西部特別支援学校		普通	5	21
浜松みをつくし特別支援学校		普通	4	30
浜名特別支援学校		普通	5	27
	合計		127	856

2 静岡県立特別支援学校（視覚障害）高等部専攻科

学校名	区分	学科名	学級数	定員
浜松視覚特別支援学校専攻科		理療	1	8
		保健理療	1	8
	合計		2	16

<第 33 号議案 概要>

静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

1 改正理由

- (1) 静岡県立特別支援学校高等部 1 年生の定員の増減に伴い、所要の改正を行うこととした。(別表第 1 関係)
- (2) 静岡県立特別支援学校高等部の学年進行に伴い、各学年定員の改正を行うこととした。(別表第 1 関係)
- (3) 静岡県立伊豆の国特別支援学校、静岡県立浜松みをつくし特別支援学校の設置に伴い、所要の改正を行うこととした。(別表第 1 関係)
- (4) 静岡県立東部特別支援学校伊豆下田分校及び静岡県立東部特別支援学校伊豆松崎分校(高等部)の本校の変更に伴い、所要の改正を行うこととした。(別表第 1 関係)
- (5) 静岡県立東部特別支援学校川奈分校の廃止に伴い、所要の改正を行うこととした。(別表第 1 関係)

2 改正の概要

- (1) 1 学年の定員の増減に伴う改正 (別表第 1 関係)

東部特別支援学校	東部特別支援学校伊豆高原分校
沼津特別支援学校	清水特別支援学校
静岡北特別支援学校	藤枝特別支援学校
吉田特別支援学校	掛川特別支援学校
掛川特別支援学校御前崎分校	袋井特別支援学校
浜北特別支援学校	天竜特別支援学校
浜松特別支援学校	西部特別支援学校

- (2) 学年進行に伴う改正 (別表第 1 関係)

東部特別支援学校	東部特別支援学校伊豆高原分校
伊豆の国特別支援学校伊豆松崎分校	御殿場特別支援学校
沼津特別支援学校	富士特別支援学校
清水特別支援学校	静岡北特別支援学校
中央特別支援学校	藤枝特別支援学校
吉田特別支援学校	掛川特別支援学校
掛川特別支援学校御前崎分校	袋井特別支援学校
浜北特別支援学校	天竜特別支援学校
浜松特別支援学校	西部特別支援学校
浜名特別支援学校	

- (3) 静岡県立伊豆の国特別支援学校、静岡県立浜松みをつくし特別支援学校の設置に伴う所要の改正 (別表第 1 関係)

- ア 学校名 静岡県立伊豆の国特別支援学校
所在地 伊豆の国市寺家 235
定 員 高等部 1 年 30 人
 高等部 2 年 18 人
 高等部 3 年 9 人
- イ 学校名 静岡県立浜松みをつくし特別支援学校
所在地 浜松市北区細江町広岡 1
定 員 高等部 1 年 30 人
- ウ 学校名 静岡県立沼津特別支援学校
定 員 高等部 2 年 48 人
 高等部 3 年 39 人

(4) 静岡県立東部特別支援学校伊豆下田分校及び静岡県立東部特別支援学校伊豆松崎分校（高等部）の本校の変更に伴う所要の改正（別表第 1 関係）

- ア 学校名 静岡県立伊豆の国特別支援学校伊豆下田分校
- イ 学校名 静岡県立伊豆の国特別支援学校伊豆松崎分校
定 員 高等部 1 年 9 人
 高等部 2 年 9 人
 高等部 3 年 9 人

(5) 静岡県立東部特別支援学校川奈分校の廃止に伴う所要の改正（別表第 1 関係）

学校名 静岡県立東部特別支援学校川奈分校

3 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月 日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

静岡県教育委員会規則第 号

静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

静岡県立特別支援学校学則（平成19年静岡県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

名称	対象	位置	部	学科	高等部生徒定員			
					第1 学年	第2 学年	第3 学年	計
静岡県立沼津視覚 特別支援学校	視覚障害	沼津市米山町6-20	幼稚部 小学部 中学部					
静岡県立静岡視覚 特別支援学校	視覚障害	静岡市駿河区曲金 六丁目1-5	幼稚部 小学部 中学部					
静岡県立浜松視覚 特別支援学校	視覚障害	浜松市中区葵西五 丁目9-1	幼稚部 小学部 中学部 高等部	普通 保健医療	8 16	8 16	8 16	24 48
静岡県立沼津聴覚 特別支援学校	聴覚障害	沼津市泉町4-1	幼稚部 小学部 中学部 高等部	生産応用 特進技能	8 8	8 8	8 8	24 24
静岡県立静岡聴覚 特別支援学校	聴覚障害	静岡市駿河区中村 町251	幼稚部 小学部 中学部					
静岡県立浜松聴覚 特別支援学校	聴覚障害	浜松市中区幸三丁 目25-1	幼稚部 小学部 中学部					
静岡県立東部 特別支援学校	肢体不自 由	伊豆の国市寺家 246-1	小学部 中学部 高等部	普通	18	15	15	48

伊東分校	知的障害	伊東市幸町1-5	小学部 中学部						
伊豆高原分校	知的障害	伊東市八幡野1120	高等部	普通	15	24	21	60	
静岡県立伊豆の国 特別支援学校	知的障害	伊豆の国市寺家 235	小学部 中学部 高等部	普通	30	18	9	57	
伊豆下田分校	知的障害	下田市五丁目 3-1	小学部 中学部						
伊豆松崎分校	知的障害	賀茂郡松崎町桜田 188	高等部	普通	9	9	9	27	
静岡県立御殿場 特別支援学校	知的障害	御殿場市神山 1553-3	小学部 中学部 高等部	普通	36	36	33	105	
静岡県立沼津 特別支援学校	知的障害	沼津市大塚823-1	小学部 中学部 高等部	普通	39	48	39	126	
伊豆田方分校	知的障害	田方郡函南町塚本 961	高等部	普通	18	18	18	54	
愛鷹分校	知的障害	沼津市岡一色875	高等部	普通	18	18	18	54	
静岡県立富士 特別支援学校	知的障害	富士市大淵3773-1	小学部 中学部 高等部	普通	54	54	69	177	
富士宮分校	知的障害	富士宮市宮北町 233	高等部	普通	27	27	27	81	
静岡県立清水 特別支援学校	知的障害	静岡市清水区八坂 東一丁目16-1	小学部 中学部 高等部	普通	39	48	30	117	
静岡県立静岡南部 特別支援学校	肢体不自 由	静岡市駿河区曲金 五丁目3-30	小学部 中学部						
静岡県立静岡北 特別支援学校	知的障害	静岡市葵区漆山 796	小学部 中学部 高等部	普通	48	66	57	171	
南の丘分校	知的障害	静岡市駿河区有東 三丁目4-17	高等部	普通	18	18	18	54	

静岡県立中央 特別支援学校	肢体不自 由	静岡市葵区漆山 777	小学部 中学部 高等部	普 通	30	30	27	87
静岡県立藤枝 特別支援学校	知的障害	藤枝市前島2281-1	小学部 中学部 高等部	普 通	57	51	51	159
焼津分校	知的障害	焼津市焼津五丁目 5-2	高等部	普 通	18	18	18	54
静岡県立吉田 特別支援学校	知的障害	榛原郡吉田町片岡 2130	小学部 中学部 高等部	普 通	36	24	36	96
静岡県立掛川 特別支援学校	知的障害	掛川市杉谷南一丁 目1-2	小学部 中学部 高等部	普 通	33	24	33	90
御前崎分校	知的障害	御前崎市池新田 2907-1	高等部	普 通	18	9	9	36
静岡県立袋井 特別支援学校	知的障害	袋井市高尾2753-1	小学部 中学部 高等部	普 通	45	54	36	135
磐田見付分校	知的障害	磐田市見付2031-2	高等部	普 通	18	18	18	54
静岡県立浜北 特別支援学校	知的障害	浜松市浜北区西中 瀬二丁目3-1	小学部 中学部 高等部	普 通	36	54	57	147
静岡県立天竜 特別支援学校	病 弱	浜松市天竜区渡ヶ 島201-2	小学部 中学部 高等部	普 通	12	21	24	57
静岡県立浜松 特別支援学校	知的障害	浜松市南区江之島 町1266-2	小学部 中学部 高等部	普 通	48	57	57	162
磐田分校	知的障害	磐田市西貝塚 3577-1	小学部 中学部					
城北分校	知的障害	浜松市中区住吉五 丁目16-1	高等部	普 通	18	18	18	54
静岡県立西部 特別支援学校	肢体不自 由	浜松市北区根洗町 597-1	小学部 中学部					

			高等部	普通	21	18	21	60
静岡県立浜松みをつくし 特別支援学校	知的障害	浜松市北区細江町 広岡1	小学部 中学部 高等部	普通	30			30
静岡県立浜名 特別支援学校	知的障害	湖西市新居町浜名 1855-71	小学部 中学部 高等部	普通	27	27	33	87

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(参考資料)

新 旧 对 照 表

新 旧 対 照 表

規則名 静岡県立特別支援学校学則（平成19年度静岡県教育委員会規則第8号）

改 正 後									
別表第1（第5条関係）									
名称	対象	位置	部	学科	高等部生徒定員			計	
					第1学年	第2学年	第3学年		
静岡県立沼津視覚特別支援学校	視覚障害	沼津市米山町6-20	幼稚部 小学部 中学部						
静岡県立静岡視覚特別支援学校	視覚障害	静岡市駿河区曲金六丁目1-5	幼稚部 小学部 中学部						
静岡県立浜松視覚特別支援学校	視覚障害	浜松市中区葵西五丁目9-1	幼稚部 小学部 中学部 高等部	普通 保健理療	8 16	8 16	8 16	24 48	
静岡県立沼津聴覚特別支援学校	聴覚障害	沼津市泉町4-1	幼稚部 小学部 中学部 高等部	生産応用 特進技能	8 8	8 8	8 8	24 24	
静岡県立静岡聴覚特別支援学校	聴覚障害	静岡市駿河区中村町251	幼稚部 小学部 中学部						
静岡県立浜松聴覚特別支援学校	聴覚障害	浜松市中区幸三丁目25-1	幼稚部 小学部 中学部						
静岡県立東部特別支援学校	肢体不自由	伊豆の国市寺家246-1	小学部 中学部 高等部	普通	18	15	13	48	
伊東分校	知的障害	伊東市幸町1-5	小学部 中学部						
伊豆高原分校	知的障害	伊東市八幡野1120	高等部	普通	15	24	21	60	
静岡県立伊豆の国特別支援学校	知的障害	伊豆の国市寺家235	小学部 高等部						
伊豆下田分校	知的障害	下田市五丁目3-1	小学部 中学部	普通	30	18	9	57	
伊豆松崎分校	知的障害	賀茂郡松崎町桜田188	小学部 中学部 高等部	普通	9	9	9	27	

改 正 前									
別表第1（第5条関係）									
名称	対象	位置	部	学科	高等部生徒定員			計	
					第1学年	第2学年	第3学年		
静岡県立沼津視覚特別支援学校	視覚障害	沼津市米山町6-20	幼稚部 小学部 中学部						
静岡県立静岡視覚特別支援学校	視覚障害	静岡市駿河区曲金六丁目1-5	幼稚部 小学部 中学部						
静岡県立浜松視覚特別支援学校	視覚障害	浜松市中区葵西五丁目9-1	幼稚部 小学部 中学部 高等部	普通 保健理療	8 16	8 16	8 16	24 48	
静岡県立沼津聴覚特別支援学校	聴覚障害	沼津市泉町4-1	幼稚部 小学部 中学部 高等部	生産応用 特進技能	8 8	8 8	8 8	24 24	
静岡県立静岡聴覚特別支援学校	聴覚障害	静岡市駿河区中村町251	幼稚部 小学部 中学部						
静岡県立浜松聴覚特別支援学校	聴覚障害	浜松市中区幸三丁目25-1	幼稚部 小学部 中学部						
静岡県立東部特別支援学校	肢体不自由	伊豆の国市寺家246-1	小学部 中学部 高等部	普通	15	13	21	51	
伊東分校	知的障害	伊東市幸町1-5	小学部 中学部						
伊豆高原分校	知的障害	伊東市八幡野1120	高等部	普通	24	21	21	66	
伊豆下田分校	知的障害	下田市五丁目3-1	小学部 中学部	普通	9	9	15	33	
伊豆松崎分校	知的障害	賀茂郡松崎町桜田188	小学部 中学部 高等部	普通					
川原分校	弱視	伊東市川原510-7	小学部 中学部						

新規名 静岡県立特別支援学校学則（平成19年静岡県教育委員会規則第8号）

新 旧 対 照 表

改 正 前										
静岡県立御殿場特別支援学校	知的障害	御殿場市神山 1553-3	小学部 中学部 高等部	普通	33	24	93			
静岡県立沼津特別支援学校	知的障害	沼津市大塚823-1	小学部 中学部 高等部	普通	66	48	162			
伊豆田方分校	知的障害	田方郡函南町塚本961	小学部 中学部 高等部	普通	18	18	54			
愛鷹分校	知的障害	沼津市岡一色 875	小学部 中学部 高等部	普通	18	18	54			
静岡県立富士特別支援学校	知的障害	富士市大淵3773-1	小学部 中学部 高等部	普通	54	69	192			
富士宮分校	知的障害	富士宮市宮北町 233	小学部 中学部 高等部	普通	27	27	81			
静岡県立清水特別支援学校	知的障害	静岡市清水区八坂東一丁目16-1	小学部 中学部 高等部	普通	48	30	108			
静岡県立静岡南部特別支援学校	肢体不自由	静岡市駿河区曲金五丁目3-30	小学部 中学部							
静岡県立静岡北特別支援学校	知的障害	静岡市葵区漆山 796	小学部 中学部 高等部	普通	66	57	171			
南の丘分校	知的障害	静岡市駿河区有東三丁目4-17	小学部 中学部 高等部	普通	18	18	54			
静岡県立中央特別支援学校	肢体不自由	静岡市葵区漆山 777	小学部 中学部 高等部							
静岡県立藤枝特別支援学校	知的障害	藤枝市前島2281-1	小学部 中学部 高等部	普通	51	45	147			
焼津分校	知的障害	焼津市焼津五丁目5-2	小学部 中学部 高等部	普通	18	18	54			
静岡県立吉田特別支援学校	知的障害	榛原郡吉田町片岡2130	小学部 中学部 高等部	普通	24	24	84			
静岡県立掛川特別支援学校	知的障害	掛川市杉谷南一丁目1-2	小学部 中学部 高等部	普通	24	24	81			
御前崎分校	知的障害	御前崎市池新田 2207-1	小学部 中学部 高等部	普通	9	9	36			

改 正 後										
静岡県立御殿場特別支援学校	知的障害	御殿場市神山 1553-3	小学部 中学部 高等部	普通	36	33	105			
静岡県立沼津特別支援学校	知的障害	沼津市大塚823-1	小学部 中学部 高等部	普通	39	48	126			
伊豆田方分校	知的障害	田方郡函南町塚本961	小学部 中学部 高等部	普通	18	18	54			
愛鷹分校	知的障害	沼津市岡一色 875	小学部 中学部 高等部	普通	18	18	54			
静岡県立富士特別支援学校	知的障害	富士市大淵3773-1	小学部 中学部 高等部	普通	54	69	177			
富士宮分校	知的障害	富士宮市宮北町 233	小学部 中学部 高等部	普通	27	27	81			
静岡県立清水特別支援学校	知的障害	静岡市清水区八坂東一丁目16-1	小学部 中学部 高等部	普通	39	48	117			
静岡県立静岡南部特別支援学校	肢体不自由	静岡市駿河区曲金五丁目3-30	小学部 中学部							
静岡県立静岡北特別支援学校	知的障害	静岡市葵区漆山 796	小学部 中学部 高等部	普通	48	57	171			
南の丘分校	知的障害	静岡市駿河区有東三丁目4-17	小学部 中学部 高等部	普通	18	18	54			
静岡県立中央特別支援学校	肢体不自由	静岡市葵区漆山 777	小学部 中学部 高等部	普通	30	27	87			
静岡県立藤枝特別支援学校	知的障害	藤枝市前島2281-1	小学部 中学部 高等部	普通	57	51	159			
焼津分校	知的障害	焼津市焼津五丁目5-2	小学部 中学部 高等部	普通	18	18	54			
静岡県立吉田特別支援学校	知的障害	榛原郡吉田町片岡2130	小学部 中学部 高等部	普通	24	24	96			
静岡県立掛川特別支援学校	知的障害	掛川市杉谷南一丁目1-2	小学部 中学部 高等部	普通	33	24	90			
御前崎分校	知的障害	御前崎市池新田 2207-1	小学部 中学部 高等部	普通	18	9	36			

新 旧 対 表

規則名 静岡県立特別支援学校学則（平成19年静岡県教育委員会規則第8号）

改 正 前									
名称	知的障害	袋井市高尾2753-1	小学部 中学部 高等部	普通	54	30	45	135	静岡県立袋井特別支援学校
静岡県立袋井特別支援学校	知的障害	袋井市高尾2753-1	小学部 中学部 高等部	普通	54	30	45	135	静岡県立袋井特別支援学校
磐田見付分校	知的障害	磐田市見付2031-2	高等部	普通	18	18	18	54	磐田見付分校
静岡県立浜北特別支援学校	知的障害	浜松市近北区西土瀬1621	小学部 中学部 高等部	普通	54	57	51	162	静岡県立浜北特別支援学校
静岡県立天竜特別支援学校	精神	浜松市天竜区渡久島201-2	小学部 中学部 高等部	普通	21	24	21	66	静岡県立天竜特別支援学校
静岡県立浜松特別支援学校	知的障害	浜松市南区江之島町1266-2	小学部 中学部 高等部	普通	57	57	55	169	静岡県立浜松特別支援学校
磐田分校	知的障害	磐田市西貝塚3577-1	小学部 中学部	普通	18	18	18	54	磐田分校
城北分校	知的障害	浜松市中区住吉五丁目16-1	高等部	普通	18	18	18	54	城北分校
静岡県立西部特別支援学校	肢体不自由	浜松市北区根洗町597-1	小学部 中学部 高等部	普通	18	21	21	60	静岡県立西部特別支援学校
静岡県立浜松みぞつくし特別支援学校	知的障害	浜松市北区細江町広園1	小学部 中学部 高等部	普通	27	33	33	93	静岡県立浜松みぞつくし特別支援学校

別表第2（第5条関係）

名称	対象	科	学科	高等部生徒定員		
				第1学年	第2学年	第3学年
静岡県立浜松視覚特別支援学校	視覚障害	専攻科	療育 保健医療	8	8	8
計				8	8	24

照 表

改 正 後									
名称	知的障害	袋井市高尾2753-1	小学部 中学部 高等部	普通	45	30	54	135	静岡県立袋井特別支援学校
静岡県立袋井特別支援学校	知的障害	袋井市高尾2753-1	小学部 中学部 高等部	普通	45	30	54	135	静岡県立袋井特別支援学校
磐田見付分校	知的障害	磐田市見付2031-2	高等部	普通	18	18	18	54	磐田見付分校
静岡県立浜北特別支援学校	知的障害	浜松市近北区西土瀬2丁目3-1	小学部 中学部 高等部	普通	36	57	57	147	静岡県立浜北特別支援学校
静岡県立天竜特別支援学校	精神	浜松市天竜区渡久島201-2	小学部 中学部 高等部	普通	12	21	21	57	静岡県立天竜特別支援学校
静岡県立浜松特別支援学校	知的障害	浜松市南区江之島町1266-2	小学部 中学部 高等部	普通	48	57	57	162	静岡県立浜松特別支援学校
磐田分校	知的障害	磐田市西貝塚3577-1	小学部 中学部	普通	18	18	18	54	磐田分校
城北分校	知的障害	浜松市中区住吉五丁目16-1	高等部	普通	18	18	18	54	城北分校
静岡県立西部特別支援学校	肢体不自由	浜松市北区根洗町597-1	小学部 中学部 高等部	普通	21	21	21	60	静岡県立西部特別支援学校
静岡県立浜松みぞつくし特別支援学校	知的障害	浜松市北区細江町広園1	小学部 中学部 高等部	普通	30	30	30	90	静岡県立浜松みぞつくし特別支援学校
静岡県立浜名特別支援学校	知的障害	浜西市新居町浜名1855-71	小学部 中学部 高等部	普通	27	27	27	81	静岡県立浜名特別支援学校

別表第2（第5条関係）

名称	対象	科	学科	高等部生徒定員		
				第1学年	第2学年	第3学年
静岡県立浜松視覚特別支援学校	視覚障害	専攻科	療育 保健医療	8	8	8
計				8	8	24

第13回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
1	第 36 期静岡県社会教育委員会報告書（手交） ※別添資料有【報告書「社会教育と子供の貧困」】	1

令和2年11月18日

(件名)

第36期 静岡県社会教育委員会

(社会教育課)

1 任 期 平成30年11月1日から令和2年10月31日(2年)

2 諮問題 「社会教育と子供の貧困」

3 委 員

	氏 名	現 職
1	いまがま しんや 今釜 伸也	静岡県PTA連絡協議会会長
2	うすい えつこ 臼井 悦子	小山町立小山中学校養護教諭
3	かきぬま いずみ 柿沼 いずみ	県立静岡中央高等学校定時制教頭
4	かわぐち まさよし 川口 正義	静岡市・県立中央高校スクールソーシャルワーカー
5	くぼた ゆきこ 窪田 由貴子	沼津市立内浦小学校長
6	さとう まなぶ 佐藤 学	静岡新聞社論説委員兼編集委員
7	<副委員長> しらい ちあき 白井 千晶	静岡大学人文社会科学部教授
8	すずき かずゆき 鈴木 一行	牧之原市社会教育委員長・中部地区社会教育委員連絡協議会顧問
9	おおいし ひろゆき 大石 博之	掛川市教育委員会教育政策課社会教育室長兼社会教育係長
10	なかやま おさむ 中山 修	袋井市立袋井北小学校学校支援コーディネーター
11	にしだ まさとし 西田 正鋭	島田市寺子屋コーディネーター
12	まきた まゆみ 蒔田 真由美	沼津市こども家庭課家庭相談員
13	<委員長> まつなが ゆみこ 松永 由弥子	静岡産業大学情報学部教授

第36期静岡県社会教育委員会報告書について（概要）

諮問問題 「社会教育と子供の貧困」

設定の背景

- ・子供の貧困率 13.9%（H28国民生活基礎調査）
↳ 日本の子供の約7人に1人の割合
- ・十分な体験や学びが不足しがち
- ・貧困が世代を超えて連鎖する傾向 等

諮問内容（抜粋）

家庭教育支援や地域の教育力を生かした子供の居場所づくりや学習支援など子供の貧困対策を教育的効果を高めながら進める方策や可能性について意見をいただきたい。

本委員会の貧困の捉え方

経済的・物質的な困窮そのものだけでなく、経済的な貧困から派生する、健やかな成長を妨げると危惧される教育機会や様々な体験機会の貧しさも含めて捉える。

第1章 子供の貧困の現状と施策

県内の貧困の現状

- ・貧困層に相当する世帯 10.3%
（「静岡県子どもの生活アンケート調査報告書」より）
※県独自の算出方法を使用
- ・様々な現場の子供や保護者の貧困の現状

行政による貧困問題に対する施策

- ・「子供の貧困対策に関する大綱（令和元年11月）」等による国における重点的な取組（取組を一部掲載）
- ・「第2期ふじさんっこ応援プラン」等による県内における具体的な取組（取組を一部掲載）
- ・市町における取組（委員の発表より）

第2章 子供の健やかな成長を支援する静岡県の福祉的な取組

本委員会で取り上げた福祉的な取組

- ・県内の児童福祉施設の取組
- ・社会福祉協議会、民生委員・児童委員の取組
- ・スクールソーシャルワーカーの取組
- ・複合的な支援を実践する民間団体の取組

※若者世代や保護者への支援についても一部協議
・若者への就労支援団体の取組
・ひとり親家庭への支援団体の取組

第3章 貧困問題に対する取組として期待できる静岡県の社会教育事業

本委員会で取り上げた社会教育の取組と現状

「第2期ふじさんっこ応援プラン」には、家庭、地域、市町や県が相互に連携して様々な具体的な貧困問題に対する取組を進めていくことが掲げられている。その中には県社会教育課が所管している具体的な取組も挙げられ、現在推進されている。

社会教育の取組を通して期待される貧困問題に対する効果（効果として挙げられた委員の意見の一部を記す）

【地域学校協働活動】

- ・教員が子供と向き合える時間が増加し、様々な困難を抱えた子供に対してもきめ細かな指導が可能になる。

【家庭教育支援】

- ・家庭教育講座などの活動から、支援員がより困り感のある保護者に気づき、専門的な相談機関につなげられる。

【「ふじのくにiマップ」・合同相談会】

- ・多くの公的支援機関及び民間支援団体などについて、リーフレットや合同相談会を通じて、対象者に各種支援機関の情報を提供することができる。

【しずおか寺子屋】

- ・無償で誰もが参加できる学習支援である。また、支援を受けた子供が、成長して支援する側になることで、自分の居場所づくりや自己肯定感の育成につながる。

【放課後子供教室】

- ・スポーツ活動や学習活動を体験でき、様々な事情を抱えた子供にとって良い学習機会の創出になっている。

【通学合宿・防災体験合宿】

- ・規則正しい生活習慣や調理等の生活体験を経験させることができる。特に、普段これらの経験が不足している子供にとっては、貴重な体験となる。

子供の貧困の現状把握や様々な取組から、支援が届きにくい又は届いていないという課題が見えてきた

第4章 社会教育の強みや可能性を子供の貧困問題に対する取組に生かす手立て

社会教育を子供の貧困問題に対する取組に生かす3つの考え方

【(1)互いに学びあう「相互教育性」】

教える者と学ぶ者が状況によって流動的・循環的に交代し、教え合い学び合う。

【(2)全ての人が社会の構成員】

既に現時点で子供も社会の構成員であり、地域社会の担い手である。

【(3)地域の人々のつながりをつくる役割】

多様な人々が交流し学び合い、その成果を持ち帰っていく拠点において力が発揮される。

教育行政と福祉行政のさらなる連携を願って

社会教育には、貧困に陥らないための予防や福祉の貧困問題に対する取組を後押しする手立てができる可能性があり、社会教育の新たな価値が生まれるのではないかと。

本委員会で考える今後の取組や教育と福祉の連携の具体案

子供の貧困問題に対して、社会教育の取組等をさらに生かすためには、これら4つの要素を大切に事業に取り組んだり、新たな事業を検討されたりすることを期待したい。

【要素1：「支援を必要とする人の立場から取組を検討する」】

既に本県では貧困問題に対する様々な取組が実施されているが、真に求められている支援になっているのか。支援を必要とする子供や世帯（＝当事者）の立場に立ち、現状の取組等を常に見直しをしていくことが重要である。

【要素2：「当事者と支援を丁寧につなぐ」】

本当に支援を必要としている子供や世帯に、支援が行き届いていないのではないかと。支援が届けるためには、妨げる大きな障壁を取り除き、当事者と支援を丁寧につなぐ取組が重要である。

【要素3：「連携を深める」】

子供の貧困が一層深刻化し、福祉行政だけではなく教育行政においても、貧困問題に対する事業が推進されている。支援を必要とする当事者の立場から、それぞれの事業や事業主体同士がつながり、連携することで、さらに有効な手段になる。

【要素4：「市民が社会の担い手になる」】

子供の貧困問題に対する取組を、さらに有効な取組へと発展させていくためには、市民（社会全体）を巻き込み、子供も大人も含め地域の誰もが社会の担い手になることが重要であり、その仕掛けをつくることは、社会教育の得意分野である。